

聴覚障害児教育における言語資本と生命倫理

上農 正剛

Linguistic capital and bioethics in the education of deaf and hard of hearing children

Seigou UENOU

Abstract

Up to the present time, the basic goal of education for deaf children has been acquisition of vocal language. Developmental advances of the hearing aid have historically supported this. Today, cochlear implants are a new medical technology that takes deaf children into a vocal world. Within the medical model hearing impairment continues to be evaluated as a pathological condition. However, there are alternative choices available, such as social models from sociology, anthropology, linguistics. This paper argues against the medical model regarding the education of deaf children from conceptual views of linguistic capital and bioethics.

Key words : linguistic capital, bioethics, education for deaf children, medical model

キーワード：言語資本，生命倫理学，聴覚障害児教育，医療モデル

1. 聴覚障害児教育の現状

現在、聴覚障害児教育の世界は根本的な変革期を迎えていると言われている。しかし、この「変革」は一方向への段階的発展というより、むしろ多方向への拡散であり、その意味では、混乱と迷走状態にあるとも言える。それぞれの立場に立つ専門家たちは無論、各自が準備した根拠により、自説の正当性を主張し続けているが、その競合状況自体が決してかみ合った議論や検証の上に成立しているわけではなく、ただ並行的に何がしかの「主張」や「対応」が独自の既得権を通じ、維持されているというのが実情である。

しかし、聴覚障害児を持った親の立場からすれば、複数の選択肢の中から、どれか一つを選び取り、教育手段として、実際に自らの子供に適応させていかなければならぬ以上、並行した選択肢が、それもただ複数存在するだけで、それらを客観的に比較、分析、検証するすべ

がない状態は、困惑の樹海の中に孤立させられているに等しい。実際は、どの教育法が最も効果的で現実的なのか。どの対処法が一番有効なのか。これほどの情報社会でありながら、肝心の事柄について、責任のある、そして本当に安心できる明確な情報とはなかなか出会えないでのある。それを反映するかのように、聴覚障害児を持つ親たちがインターネット上で情報を交換するサイト「聞こえない子を持つ親のページ」¹⁾には毎日のように多くの質問や相談が寄せられ、様々な立場の人たちがそれに対する意見や助言を提供している²⁾。

聴覚障害児教育の混乱した状況とは具体的にどのような事態なのか。まず、一つには、基本的教育理念に対する二極分化という状況がある。従来の口話法への反省から、手話言語の積極的採用という方向と、あくまで音声言語の習得を目指す取り組みという二つの価値観への分化である。前者は対応手話やキュード・スピーチを踏まえたTC（トータルコミュニケーション）から日本手話

を基盤とするバイリンガル・バイカルチュラル教育（二言語二文化教育）への進展を見せており、後者は補聴器の性能改善を重ねつつ、人工内耳という新たな医療機器の開発導入という段階を迎えており。この二極分化は社会モデルの尊重と医療（病理）モデル的革新という全く異なる二つの価値観への分化とも言える。

一方、教育制度という具体的な侧面においてもドラスチックな転換が生じている。インテグレーションの主流化現象はこの十数年、常態化してきたし、その結果、聾学校の在籍生徒数は激減し続けてきた（この数年、積極的に手話を導入し、新しい教育実践を試みた一部の聾学校では、就学時に生じる聾学校幼稚部からのインテグレーション移行現象はなくなったケースもあるが、それは全体から見ればやはりあくまで「一部」の例外的現象であり、聾学校の在籍生徒数の減少傾向に抜本的に歯止めがかかったわけではない）。そして、このインテグレーションの主流化はここにきて、いくつかの決定的な状況変化により更なる段階を迎えており。まず最も大きな状況変化は文部科学省が施行し始めた「特別支援学校」構想による統廃合という影響である。この構想が実施される結果、実際にはどのような変化が起きるかということについて教育現場はまだ手探り、疑心暗鬼、暗中模索という状況であるが、少なくとも、一定数の聾学校は間違いないこの数年のうちに統廃合され、全く異なる組織の中に取り込まれるだろうと言われている。この「特別支援学校」への統廃合という変化は何を示しているのか。それは聾学校という聴覚障害児教育機関の専門性と独自の存立意義が社会から承認されなくなったということである。わざわざ独立の教育機関として設置しておくだけの必然性はもはやない。それより、近年増加してきた他の障害児（LD、ADHD、自閉症、等）への支援により比重をシフトさせるべきだという国家、行政の判断があるということである³⁾。

「特別支援学校」構想は公教育制度内の再編による聾学校の解体、そして、その結果としてのインテグレーションの促進という問題であるが、このような制度内の改革とは別に、外からの影響という事象もある。それが新生児聴覚スクリーニング検査の実施、拡大という事態である⁴⁾。これはAABR（自動聴性脳幹反応検査）という医療技術により、新生児の聴力を調べるという取り組みである。その根底には「早期発見・早期治療」という医療モデル的価値観があり、具体的には人工内耳の早期埋め込み手術の実施、拡張という医療側の目的、目標とセットになっている。人工内耳を埋め込むことで、音声言語の習得をより効果的に促すことが目指されており、当

然、手話の世界、あるいは聾学校ではなく、音声言語の世界、つまりインテグレーションへの送り込みが念頭に置かれている。

一方、聾学校の専門性に対する疑義、批判が全く別方向から提示されてもいる。日本の聾学校は従来、口話法を教育法として採用してきた。これは法的にも規定された理念であった。しかし、口話法では聴覚障害児たちが適切な教育を受けることは出来ないとする保護者たちが聾学校に対して手話言語の採用を求める異議申し立てを行うという事態が生じた。この異議申し立ては単なる個人的意見提示などではなく、「人権救済の申し立て」という正式な法的手続きを踏まえて実施された所に決定的な意味がある⁵⁾。その「意味」については生命倫理との兼ね合いを踏まえ後述する。この「異議申し立て」は口話法（音声言語重視）で行われてきた従来の聴覚障害児教育に対し抜本的な考え方を迫るものである。同時に、この新しい動きは日本手話という独自の手話言語で教育を行う全く新たな教育機関の認知をも求めている。

以上見てきたように、一方に統廃合という形での聾学校の解体、日本手話という言語観からの抜本的批判があり、他方、新生児聴覚スクリーニング検査が必然的結果として招来する人工内耳という新たな医療技術の拡大という状況がある。そして、それぞれが聴覚障害児教育に対して独自の理念と目標を標榜しており、それらは決して整合、統一されているわけではなく、場合によっては真っ向から対立、矛盾しているのである。聴覚障害児教育は現在、正に転換と混乱の季節の中にあると言える。

2. 本質的問題は何か—多様な選択肢と現実的評価

しかし、転換と混乱状況というものは私たちを問題の本質へと再度立ち返らせる機能をも持っている。様々な教育メソッド、医療技術、理解枠、障害観が乱立、迷走する中で、聴覚障害児にとっての最も本質的な問題は何なのかという根源的問いの前に私たちは今立たされている。その問いに端的に答えるとするならば、それはおそらく聴覚障害児にとっての言語獲得という問題になるだろう。すべての問題はそこに帰着する。聞こえない子供たちはどのようにして言語を獲得すればよいのか。最も確実で効率の良い獲得方法とはどのようなものなのか。その最も確実で効率の良い獲得方法はどのような条件を要求してくるのか。その要求はどの範囲にまで及ぶのか。その際の言語はどのような言語であるべきなのか。どのような言語であるべきかを判断、決定する際の基準は何か。それを決めるのは誰であるべきなのか。その判断、

決定が適切なものであることを確かめ、保障するにはどのような検証方法を採用すべきなのか。言語が獲得されたか否か、あるいはその度合いはどのような尺度で確定すればいいのか。尺度が現実的な尺度であるためには、どのような尺度を設定すべきなのか、等々。実際に一人の聴覚障害児の言語獲得の状況に対応しなければならないとすれば、想像以上に困難で、細やかな、そして複雑に入り組んだ選択肢の一つ一つを吟味しながら、かつその段階その段階で、具体的な選択決定を積み重ねていくことが要求される。聴覚障害児を持つ親たちは事実、このような状況の中を聞こえない子供と共に生きている。そこでは空理空論や逡巡、韜晦、責任逃れ、言い訳は許されないのである。

聴覚障害児が言語を獲得するためにはどのような方法が最も適しているのか。それを判断、選択するときに最も有効に働く検証基準、検証手続きは何か。それが少しでも明確になれば、教育法を決定するとき、何がしかの寄与になるのではないだろうか。その一つの試みとして言語資本という概念を検討してみたい。

3. 言語資本という概念

社会学者ピエール・ブルデュー (Pierre Bourdieu) が提示した概念道具にはハビトゥス、再生産、「場」(「界」) champ、実践、等があるが、その中でも言語行為に関する重要な概念に言語資本という考え方がある。本小論との接合から見て、言語資本という観点の要点を端的に示しているブルデューの言葉を以下に引用してみる。

言語市場とは言語生産の価格を形成する一定タイプの（可変的）法則なのです。価格形成の法則があるということを思い出していただくと、特定の言語能力の価格は、そのなかで能力が発揮される特定の市場に依存しているということ、もっと正確に言えば、言語能力の価格は、さまざまな言語生産者の言語的産物に付与される価格がそのなかで規定される諸関係の状態に依存しているということに気づかれるはずです。このように見えてくると、言語能力の概念を言語資本capital linguistique の概念に置き換えることができることになります。言語資本ということを言うとすれば、言語にも利潤があるということになります。－「言語市場」(『社会学の社会学』158頁)

ここには言語資本という概念を支える諸要素が指摘されている。市場、価格、言語生産者、そして利潤（さらに他の箇所では、「財」という経済学上の概念が付加されている⁶⁾）。つまり、言語が獲得され、使用される現実的場面においては、それが意味として価値（価格）を持つためには、そこに言語的交換が成立するための関係の場—「市場」が前提として必要であること。そして、言語はそのような「利潤」を生み出す一つの文化的「資本」であるという指摘である。何気ない視点のように見えるが、言語の「価値」を「価格」という経済概念で捉え、その決定過程をあくまで「市場」という関係概念の中で規定しようとする観点は聴覚障害児教育の中での言語獲得という根本問題を考えようとする際に大きな示唆となる。

ブルデューが提示したこの「言語資本」という考え方を踏まえ、聴覚障害児教育における言語獲得の問題、特に音声言語を獲得させようとしてきた医療モデル（教育現場においては聴覚口話法）の言語観とその対応の問題性を検討してみたい。

音声言語を聴覚障害児に獲得させようとしてきた従来の医療モデル（あるいは聴覚口話法）がその対応の正当性、妥当性、必然性を根拠づける際に挙げてきた理由はいくつかあった。①聴覚障害児といえども厳密に検査すれば多くの子供たちに残存聴力があり、それを適切に刺激し、言語訓練すれば音声言語の獲得は必ずしも無理ではない。②言語獲得の臨界期ということを配慮すれば、何より重要なことは可能な限り早期からの（音声による）言語訓練である。③音声言語を介した弁別的音韻認識の発達を促さなければ言語を獲得することは出来ない。④現実の人間社会は音声言語を使用する人間により構成されている以上、音声言語を獲得しなければ生活上不便である、等々。確かに、すべて非常にもっともな理由に思えるし、反論の余地などないかに見える。しかし、果たして本当にそうだったのだろうか。なぜ、ここで「果たして本当にそうだったのだろうか」と問うのか。それは、そのような理念のもと実際に音声言語獲得を目指して教育を受けてきた多くの聴覚障害児たちが、決して言われたような（保障された筈だったような）結果にはたどり着いてこなかったという事実を私たちは今まで見てきたからである⁷⁾。

音声言語の獲得を目指して言語訓練や教育を受けてきた聴覚障害児の多くが、結果としてその音声言語の獲得に成功したとは言い難かったのは何故なのだろうか。その取り組みはなぜ上手くいかなかったのか。聴者により運営されている現実社会で生きる場合、音声言語を獲得

しているにこしたことないし、残存聴力があれば、無論それを活かすべきであろう。また言語獲得の臨界期というものがあるのであれば、当然、その手前で（早期に）然るべき言語を獲得し、母語の形成をするべきであろう。しかし、これらのすべては次の前提「条件」がかなえられた時にのみ初めて成立する理念なのである。つまり、実際に音声言語の獲得が可能ならば。もし、それが本当に可能なら、確かに便利だし、臨界期の前に言語を獲得できるだろう。しかし、それは実際、可能だったのか。その理念は現実に達成されたのか。要はこの一点にかかっている。専門家の一部は「成果はあがっている」と報告する。しかし、そこで言われている「成果」とは検査上のただの数値的変化であったりする。しかし、当の本人の実際の言語生活は音声言語だけではやはりやっていけず、遅まきながら習得したが故の不十分な手話の併用によって何とか支えられている曖昧で不確かなものだつたりする。ならば、専門家によって一方的に言われている「成果」とは一体何なのかという問題が浮上してくる。正に言語「市場」におけるその価値（価格）評価という現実的問題である。

誤謬はおそらく二つあったのだろう。一つは、音声言語の獲得が目指されたとき、獲得にいたるまでに必要な現実的「条件」（ブルデューの言語資本という概念の流れで言えば「投下資本」ということになるだろう）がきちんと換算されていなかったことである。仮に聴覚障害児が音声言語を獲得するためには、例えば、家庭におけるある一定期間（最低でも5、6年に渡る）の継続性と徹底性のある母親の熱心な対面指導が絶対不可欠であり、それを実施するためには、その家庭の経済力、教養、家族の協力、親自身の知性・教養・人格といった多くの一般家庭には満たすことが困難な「条件」=投下資本が必要であった。事実、聴覚障害児の中に稀に、つまりごく少数の口話法の「成功例」と言われる言語獲得児が存在するが、そのほとんどは例外なくこのような困難な条件を満たした恵まれた家庭の出身者たちであった。音声言語の獲得を奨励した専門家たちは、この投下資本という前提条件の存在を事前に親に告知することはほとんどなかった。その結果、多くの親たちは音声言語の獲得を気持ちの上では目指しはしたもの、それに伴う具体的な条件を整備することは出来なかつたし、事実、多くの場合、それに対する努力はされなかつた。その結果、約束されていたかに見えた「成果」は結局達成されなかつたわけである。つまり、音声言語の獲得を目指したにもかかわらず、十分な言語力を身につけることの出来なかつたセミリンガルの子供たちという犠牲者を多量に生み出

してしまったのである。

付帯条件が十分に説明されてこなかった点は他にもある。音声言語の習得を目指す取り組みの中にはその構成要素の一つに発音訓練というものがある。残存聴力があるとは言え、自分の発した音声を微細な音韻的差異を弁別確認しながら調整することは聴覚障害児にとってほとんど不可能に近い。結果的には口唇を初めとする身体器官の筋運動の記憶に頼るしかないが、それにより確実なフィードバックをすることも同じく困難を伴う。結局、膨大な訓練時間を使ってやっと身につけた発音能力という言語資本はすぐにその自立的能力を失う。その能力を維持しようと思うならば、逐次、発音訓練を絶やさないようにしておかなければならない。そのメンテナンスを怠れば、それはすぐに使い物にならない道具として錆び付いてしまう。現実のコミュニケーション場面という言語市場において発音能力はそのような状況におかれれる。膨大な訓練時間という投下資本のわりに、それが生み出す「利潤」は極めて小さいという事実があるということである。この事実を発音訓練を始める際に訓練者（耳鼻科医、ST、聾学校幼稚部教員、等）は親にきちんと伝えているだろうか。伝えていないどころか、訓練者がこの投下資本と利潤のバランスを全く意識していないというのが実際である。それでも発音訓練という行為は中心的な取り組みの一つとして今まで実施してこられたし、現在も、そしてこれからも実施されていくだろう。つまり、誰もそれが言語市場という現実の中でどの程度の利潤を生むのかという検証はしないのである⁸⁾。

このような状況は一体何を示しているのだろうか。それは専門家たちが実施している医療的、教育的行為自体、そしてそれを正当化するために準備されている諸所の理念、理論というものはそれ自体として独立した世界（ブルデューであれば正にそれを指して「界」champと言うであろう）に不可侵のものとして存立しており、現実の言語市場とは必ずしも連結していないということである。しかし、聴覚障害児にとっての言語、聴覚障害児が獲得することで真の利益を得られる言語とは、専門家だけが主導権を握っているような特殊な空間にあるものではなく、それは常に現実の言語市場、つまり聴者であれ、聾者であれ、難聴者であれ、「他者」との間に厳正な価値（価格）の交換が行われ、利潤が求められる経済的、政治的な空間の中で生成しているものなのである。そのような場で本当に意味を持ち続けるための実践的、実利的な言語をこそ私たちは聴覚障害児に提供しなければならない。それはどのような言語なのか。

現在、一部の聴覚障害児教育の関係者は聴覚障害児に

とっての最も適切な言語として手話言語に活路を見出そうとしている。しかし、ブルデューの言語資本という冷徹な概念はそう簡単には手話言語への傾斜にも身を任せないかもしれない。それは言語資本、言語市場、言語利潤という観点から見て、手話には手話独自の複雑な様相があるからである。例えば対応手話の市場は日本手話に比べればはるかに大きい。しかし、言語自体（文法構造）が持つ厳密性となると、対応手話は日本手話には及ばない。細やかなニュアンスや込み入った論理関係の表現、伝達になると、その利潤は逆転する側面がある。しかし、日本手話の市場はやはり小さいのも事実であり、聴者がそれを言語として学習しようとした際、大きな困難を伴うという別面の市場的問題もある。また、書記日本語への連動性という面から見れば利潤評価はさらに複雑にならざるを得ないのも現実である⁹⁾。

音声言語であれ、手話言語であれ、それを聴覚障害児が獲得しようとする際、そこには必ず前提となる現実的「条件」、つまり要求される投下資本がある筈である。採用言語の選択、あるいは言語教育法の決定に際して専門家は、その条件、投下資本の詳細を聴覚障害児の親に明確に伝えると共に、専門家自らがそのことを十分に勘案した上で対応を策定する必要がある。不適切な指導のレールに聴覚障害児を乗せてしまい、貴重な時間を浪費させた挙句、成果のない状況に子供たちを置き去りにしないためにも、聴覚障害児にとって言語は本来、利潤を生むべき資本なのだという現実に即した意識を持つことが肝要ではないだろうか。

4. 生命倫理学からの観点

聴覚障害児の言語獲得という問題を考える上で、今後、考慮に入れなければならなくなるであろうと思われる観点として生命倫理学がある。例えば、これから聴覚障害児教育の中心的課題の一つになる人工内耳についても、現在は推進研究の立場からの成果報告という技術的情報提供が中心だが、埋め込み手術を推奨する際のインフォームド・コンセントの実態、音声言語の獲得に関する「成果」評価の手続き（実証性の問題）、失敗例の分析と情報開示の問題、等々、多方面からの新たな検証がこれから必要になってくるだろう。また、関連して、前述した新生児聴覚スクリーニング検査の実施に伴う障害判定を受けた子供に関する情報の管理と運用の倫理上の問題、確定判定までのプロセスにおける親への支援体制整備の問題等々、ここにも未解決の生命倫理学的問題がある。さらに、内耳再生という新しい医療技術等も含め、

身体加工という問題枠を通して、人口内耳が投げかける問題は哲学的問い掛けとしてそのまま生命倫理学の中心に据えることが出来る¹⁰⁾。

生命倫理学が議論の基礎的材料にしてきた要素の一つに自己決定という問題がある。この概念自体に複雑な問題が混入しているため、議論は錯綜しているが¹¹⁾、インフォームド・コンセント概念と相俟って、少なくとも何事か身体、生命に関する選択を行う場合、医療的情報提供は当事者が納得いく説明を受けた上で、かつ当事者の自己決定が尊重された形で行うことが大切であるという観点は徐々に周知のものになってきている。そして、言語というものが身体や生命と深く関わりを持つものであると考えるならば、当然、聴覚障害児における言語獲得の問題、特にどのような言語を選択すべきなのかという問題、つまり、誰が誰の意思で言語の選択を行うのか、その「権利」は誰にあるのかという問題が生命倫理学の文脈の中でも検討の対象になってくる。また、この問題は「選択」権という現実の権利問題でもあるため、法的手続きという実際上の社会問題にもなってくる。

一部の親たちが聾学校に対し手話言語の採用を求める「人権救済の異議申し立て」という法的手続きを実施したことは先述したが、その運動を実務面で支えた法律家が今年、その法的論拠をまとめた文献を出版した。¹²⁾ そこには「言語権」という法的概念を踏まえ、徹底した実情調査と理論の両面から、聴覚障害児教育に日本手話という言語の採用が必要なことを示してある。その意見具申（異議申し立て）をどのように評価するかは立場により様々であろうが、次の二つのことは確かなこととして言える。一つは、これだけ詳細な聾教育に対する異議申し立てがなされている以上、聾教育側は無視するべきではなく、何かしらの責任ある返答をすべきであろうということである。二つ目は、この異議申し立ての論拠はすべて法的な手続きを念頭に置いて構築された徹底的なものである。その批判は、厳密に読めば、関連する様々な従来の対応にも及んでいる。勿論、音声言語の獲得を絶対視してきた医療モデルもその対象外ではない。つまり、早晚、このような医療モデルに対する法的、あるいは生命倫理学的立場からの根本的異議申し立て、批判が先鋭化していくということである。

従来は聴覚障害児教育の世界の出来事は関係者以外にはほとんど関心の埒外だった。当然のこととは言え、その中で何が行われているか誰も知らなかつたし、興味も持たなかつた。そこは専門家と呼ばれる一握りの人間たちが企画、運営、管理、支配していた世界であった。その成果の評価も、その成果を生み出した当事者により行

われてきた。しかし、医療社会学や生命倫理学、障害学という新しい学問領域の出現もあり、これからはその世界の中で行われたことは、その世界の外のルールにも照らし合わせ検証される必要があるだろう。ブルデューが提唱した言語資本という概念もそのような現実的検証の試みの一つであり、それが言語に関する普遍的な手続きである以上、聴覚障害児教育の言語に対する状況にも十分適応できると考えられる。

注

- 1) <http://www.d-b.ne.jp/d-angels/>
- 2) このサイトで交わされる情報の中には、かつて聴覚口話法の教育を受けた聴覚障害児自身の感想、意見、助言が時折示されている。当事者によるこのような赤裸々で「実証」的な本当の情報は講演や研究論文に反映されることはまずほとんどない（そこに取り上げられるのは多くの場合、「成果」や「成功例」という教育、訓練した側にとって都合のいい「事例」であることがほとんどである）。その意味で、聴覚障害教育の実際の「結果」がどのようなものであったかを真の意味で実証的、客観的に把握したいものにはこのサイトは非常に貴重な情報源である。
- 3) 「特別支援学校」構想による聾学校の統廃合政策に対し、東京都教育委員会は中高一貫の学力重視の聾学校を新たに編制設立するという自主施策を打ち出し、来年度から実施する旨を公示した。東京都教育委員会の動きは「国の政策の10年先取り」と言われてきたことを考えると、これは今後の聾学校の生き残り戦術の一つのあり方を示している。
- 4) 新生児聴覚スクリーニング検査の実施、拡張は障害確定手続きの流動性（取り込みすぎ問題）、告知後の親への総合的、心理的支援体制の未整備等、多くの未解決の問題を残したままの「見切り発車」の様相を呈している。医療、教育、福祉の連携協力も十分とは言えない。問題点の指摘と協力体制作りの呼びかけを目指し、2003年東京（5月）、京都（12月）でシンポジウムが開催された（準備委員代表 木島照夫、筆者も準備委員の一人）。→参考文献参照。
- 5) 2003年5月27日、聾学校に通う子供と親たち計107人が「聾学校で手話を使える教員が少ないことが子供の学習の発展を遅らせている」として、手話による授業の実施を求めて日弁連（日本弁護士連合会）に人権救済の申し立てを行った。聾学校という公教育に対し親や当事者の側から法的手続きを通した正

式な異議申し立てが行われたのはこれが最初であり、「人権」救済という耳目を集める観点も手伝い、問題の本質を改めて多くの人たちに知らしめる結果となった。

- 6) P・ブルデュー『話すということ』89頁
- 7) 上農正剛『たったひとりのクレオール』（2003）所収の緒論参照。
- 8) 筆者は以前、幼稚部から高等部専攻課卒業まで一貫して聾学校で教育を受けた聾者から次のような話を聞いたことがある。その聾者は厳しい口話法教育を受け、その聾学校では発音能力が非常に高いと評価される優秀な生徒であった。本人自身もそれが自慢であり、発音には特に自信を持っていた。しかし、就職して社会に出てみると、その発音は全く通じなかった。通じないどころか、様々な誤解とトラブルを発生させる原因となるばかりであった。落胆と自己嫌悪、そして聾学校に対する根深い不信が残ったとのことであつた。さらに同種の経験談を別な場所で筆者は何人かの聾者から聞いた。多くの聾者の間では「学校で指導を受けた発音練習は実際の社会では通用しないし、役立たない」ということは周知の事実なのである。と同時に、このことは発音訓練を実施指導した側には今もって全く知られていない（気付かれていない）事実なのである。この認識の開きを専門家はどう考えるのだろうか。
- 9) 聴覚障害児に対する書記日本語の指導技術の研究は近年、聴覚障害児教育の中心的課題の一つである。特に手話言語を導入した際、それをどのように書記言語習得に結びつけるかが議論の争点となっている。上農は議論の状況と自説を『たったひとりのクレオール』（2003）第4章「リテラシー論」で示した。
- 10) 人工内耳に関する生命倫理ならびに言語学的問題については上農正剛「医療の論理、言語の論理」現代思想11月号特集－争点としての生命（2003）参照。
- 11) 立岩真也『私的所有論』勁草書房（1995）、小松美彦『自己決定権は幻想である』（2004）
- 12) ろう教育と言語権－ろう児の人権救済申立の全容、小嶋勇監修、全国ろう児を持つ親の会編、明石書店、2004年9月

参考文献

- 1) P・ブルデュー：社会学の社会学。初版。藤原書店。東京。1991年

- 2) P・ブルデュー：話すということ－言語的交換のエコノミー. 初版. 藤原書店. 東京. 1993年
- 3) 上農正剛：たったひとりのクレオール－聴覚障害児教育における言語論と障害認識. 初版. ポット出版. 東京. 2003年
- 4) 上農正剛：医療の論理、言語の論理、「現代思想」第31巻第13号11月号特集－争点としての生命. 2003年：166-179
- 5) 新生児聴覚スクリーニング検査を考えるシンポジウム記録資料集編集委員会：新生児聴覚スクリーニング検査を考えるシンポジウム記録資料集－東京シンポジウム・京都シンポジウム合併号. 東京. 2004年
- 6) 立岩真也：私的所有論. 初版. 効草書房. 東京. 1995年
- 7) 小松美彦：自己決定権は幻想である. 洋泉社. 東京. 2004年
- 8) 小嶋勇監修, 全国ろう児を持つ親の会編: ろう教育と言語権－ろう児の人権救済申立の全容. 明石書店. 東京. 2004年